

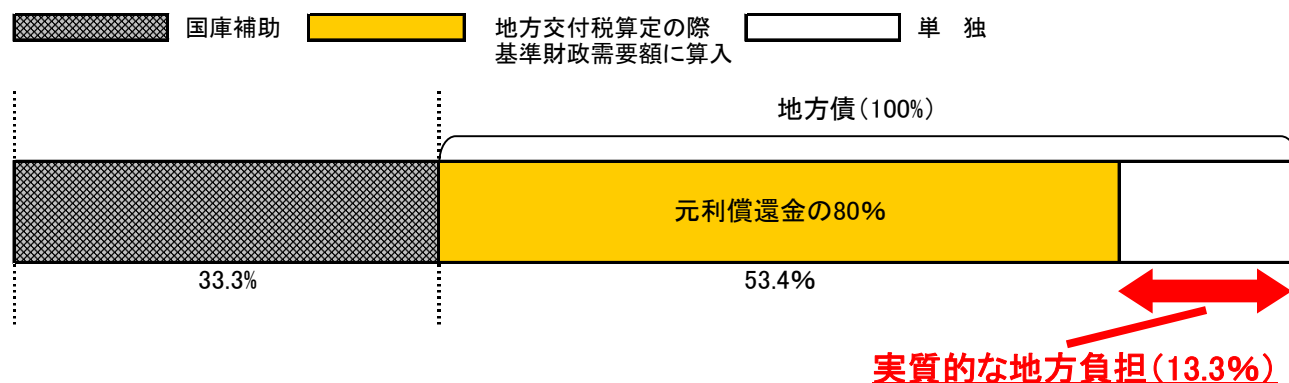
# 非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度について

## 公立学校施設

- (1) 事業名  
学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業 <<復興特別会計計上事業>>
- (2) 対象施設  
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校  
（幼稚園には、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。）
- (3) 算定割合等  
算定割合：1／3 下限額：400万円～上限額：2億円
- (4) 対象事業  
建築非構造部材の耐震化工事  
・外壁、建具、間仕切り等の剥落・落下防止工事  
・天井材、照明器具等の落下防止工事  
・設備機器の移動・転倒防止工事 等

<参考：防災機能強化事業（非構造部材の耐震対策）に係る財源内訳（平成27年度）>

全国防災事業債を活用した場合



## その他の交付金制度

### 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）【国土交通省】

対象施設：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、  
高等専門学校、大学

\* 地方公共団体が行う事業及び補助する事業が対象

算定割合：1／3（避難所の場合）など

対象事業（効果促進事業として）

- ・学校の非構造部材のみの耐震化
- ・学校の非構造部材のみの点検、調査、設計

\* 建物の耐震対策と一体で実施する場合には、基幹事業の対象にもなり得る。